

## 審 議 資 料

災害現場映像システムで撮影された映像データの管理について

### 1 諮問の趣旨

北広島市消防本部災害現場映像のデータ管理に関する要綱を規定することにより、災害現場の被害状況や活動内容における情報収集をこれまでの消防無線に加え、新たに映像による情報収集を行い、録音・録画することでより効果的な部隊活動の展開が期待できるとともに事後の活動検証等が可能となります。

ただし、この映像を撮影し録音・録画することは、本人の意思とは関係なく個人情報が映り込むことから、北広島市個人情報保護条例第7条第2項本文の規定の「本人から収集しなければならない」に反し、個人情報の本人以外からの収集に該当することとなります。

また、災害現場映像データを管理する上で、北広島市個人情報保護条例第8条に規定する運用が想定されることから、同条例第8条の「利用及び提供の制限」に準じた制限と例外的利用等について、規定することとしております。

このため、本要綱に個人情報の取扱いに関係する内容を規定することから、北広島市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第1項第6号の規定に基づき、個人情報公開・個人情報保護審査会のご意見を伺いたく、諮問するものであります。

### 2 映像情報システムの種類

#### (1) 小型無人航空機搭載カメラ

小型無人航空機にカメラを搭載し、俯瞰的に空撮した映像を現場指揮本部に設置するモニター画面に映し出すとともに、カメラに実装する電磁的記録媒体に任意に録音・録画できるシステム

#### (2) ウェアラブルカメラ

消防隊員のヘルメットにカメラを装着し、災害現場の周辺映像を指揮者が保有する携帯電話及び消防指令室の専用パソコンに映像伝送するとともに、カメラに実装する電磁的記録媒体に任意に録音・録画できるシステム

#### (3) 電磁的記録媒体

各種カメラに実装する電磁的記録媒体は「マイクロ SD カード」であり、それぞれ予備 1 枚を保有する。

### 3 映像情報の管理体制（第3条関係）

消防用映像情報通信システムで記録した映像情報を適正に管理するため、事務を所管する課長又はこれに相当する職にある者を「管理責任者」とする。

#### 4 映像情報システムの管理（第4条関係）

消防用映像情報通信システムを構成する機器を施錠することができる場所にて保管するとともに電磁的記録媒体は、盗難及び紛失防止のため施錠できる場所に保管し適切に維持管理する。

#### 5 映像情報の保管（第5条関係）

##### （1）記録情報の保管

映像情報を保管する場合は、記録保管簿（別記第1号様式）に必要事項を記載し、市が管理又は許可している電磁的記録媒体に複写保管する。

ア 災害現場活動の検証及び研修等に使用する場合

イ 火災原因調査に使用する場合

ウ 管理責任者が必要と認めた場合

##### （2）記録情報の保管期間

記録情報の保管期限は、原則3か月とする。

##### （3）記録情報の消去

ア 複写保管を行った場合は、速やかに元データを消去すること

イ 保管期間を経過した記録情報は再生不能又は復元できない方法により破棄すること。

#### 6 映像情報の提供（第6条関係）

##### （1）映像情報の第三者閲覧及び提供を禁止。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき

イ 法令に基づく手続により照会その他の要請を受けたとき

ウ 刑事訴訟法に基づく照会や要請

エ 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合

オ 同一実施機関内で利用し、若しくは他の実施機関に提供する場合又は他の消防本部に提供する場合において、事務の執務上相当な理由がある場合

##### （2）映像情報の提供時の手続きについて

映像情報の提供を求める者は、映像情報提供申請書（別記第2号様式）及び誓約書（別記第3号様式）又はこれに準じる書面を管理責任者に提出しなければならない

##### 【誓約書により遵守させる事項】（別記第3号様式）

- ・ 適切な保護措置を講じるとともに、鍵のかかる場所に保管すること
- ・ 目的以外に利用し、又は実施機関に無断で第三者に提供しないこと
- ・ 目的を達成した場合は、速やかに映像情報を消去し又は返却処理を行うこと

## 7 開始時期

審議会からの答申を受けた後、速やかに本要綱の再確認を行い消防長決裁により施行し、運用を開始する。

## 8 資料

北広島市消防本部災害現場映像のデータ管理に関する要綱

### 【当市が保有する映像情報システム】

#### ● 小型無人航空機搭載カメラ



#### ● ウェアラブルカメラ

